

# 官報

号外 令和三年四月一日

## ○第二百四回 衆議院会議録 第十六号

令和三年四月一日(木曜日)

議事日程 第九号

令和三年四月一日

午後一時開議

第一 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

総務大臣武田良太君不信任決議案(安住淳君外四名提出)

議員辞職の件

人事官任命につき同意を求めるの件

食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

預金保険機構理事任命につき同意を求めるの件

国地方係争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案(内閣提出)

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議  
○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○武部新君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

安住淳君外四名提出、総務大臣武田良太君不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 武部新君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕  
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

総務大臣武田良太君不信任決議案(安住淳君外四名提出)

○議長(大島理森君) 総務大臣武田良太君不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。本多平直君。

総務大臣武田良太君不信任決議案  
〔本号末尾に掲載〕

〔本多平直君登壇〕

○本多平直君 立憲民主党の本多平直です。

私は、立憲民主党・無所属、日本共産党、国民民主党・無所属クラブを代表して、総務大臣武田良太君不信任決議案について、提案の趣旨を御説明します。(拍手)

まず、決議案の案文を朗読します。

本院は、総務大臣武田良太君を信任せず。  
右決議する。

〔拍手〕  
以上であります。

三年前、五年ぶりに国会に戻ってきた私は、安全保障委員会で野党の筆頭理事を仰せつかりま

した。常任委員会での理事自体初めて、ましてや筆頭を初めて務める私の交渉相手は、与党筆頭理事を務める武田良太議員でした。

欧州視察、沖縄、岩国などへの数度にわたる米軍基地視察なども御一緒し、時には対立し、時には協力しながら、委員会を運営させていただきました。日程交渉中には、本来、法案審議を進めたいはずの武田筆頭から電話をなせか途中で切られたりしたことを懐かしく思い出しています。

武田筆頭の手練手管に、不慣れな私が丸め込まれ、他の野党の皆さんに大変御迷惑をおかけするなど、いろいろなことがありました。今の自民党には少なくなってきた、野党の立場も一定理解できる、古きよき自民党を体現している方だということを知り、一定の敬意を持つておつき合いをさせていただいてまいりました。

国家公安委員長で初入閣をされた際には、率直にお祝いも伝えさせていただきました。内閣が替わって留任され、総務大臣という重職に就かれた際は、失礼ながら正直驚きましたが、その御活動を注視してまいりました。

今回、この趣旨弁明の大役を仰せつかりました。国民の間には大きな不信が渦巻いています。当然ですが、これまでのこうした経緯を超えて、しっかりと趣旨弁明をさせていただきます。

国民の多くがコロナ禍で深刻な打撃を受けています。先日も、ある飲食店経営者の方から、もう持ちこたえられないかもしれないという悲痛なお声を直接伺いました。普政権のコロナ対策の問題点には今日は触れませんが、政治や行政が国民に厳しい御協力をお願いする、まさに今ほど政治や行政に信頼が必要とされているときはありません。

ところが、政治と行政の側では不祥事の連続です。

予算委員会で質問させていただきましたが、カジノ汚職も未解決、安倍前総理の桜を見る会問題も秘書のみに責任を押しつけた形ですが、到底納

ているわけでありませんが、この人口動態の問題は、経済成長の鈍化、労働力不足、地方の衰退、年金を始めとする社会保障制度の持続可能性の低下など、あらゆる社会問題に波及しています。これまで、民主党政権、自公政権を通じて様々な少子化対策を実施してきたことについて全否定はしませんが、特殊出生率を最も重要なKPIと考えるならば、これまでの取組が大きな効果をもたらしたとは決して言えません。

調査によると、理想の子供の数を持たない最大の理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるという経済的な理由です。本改正案は、児童手当に所得制限を設けるといいますが、社会全体で全ての子どもや子育て世代を支えていくという観点から、非常に後ろ向きな改正であると言わざるを得ません。

今考えるべきは、児童手当の額を数千円上げるか下げるとか、所得制限を設けるか否かというような小手先の微修正ではなく、中長期的な人口動態の在り方を見据え、更に踏み込んだ大胆な政策を立案し、実行することであると考えます。

我が党はこれまで、幼児教育から大学、専門学校、高等教育までの完全教育無償化、子供の数が多ほど税負担が大幅に軽減されるN分のN乗方式の所得税制、児童税額控除型の給付つき税額控除、そして、最強の子育て政策とも言える、ゼロ歳から全国一律でのベビシツクインカムの検討などを提案してまいりました。

子供への投資は、日本社会の未来への投資です。今こそ、徹修正型の政策から脱却し、こうした大胆な政策を本格的に検討することで、社会全体で全ての子どもや子育て世代を支えていくという決意を示すべきであると考えますが、大臣の御見解をお聞きいたします。

今回のコロナショックは、我々が先送りしてきた多くの本質的問題を日本社会に対して突きつけ、産業構造や都市機能、税制や社会保障、政治システムの在り方といった、日本の根本的な社会

構造についても転換を迫ることになります。現在の日本政治の根源の問題は、目の前の課題に対して後手後手に対応するばかりで、中長期的な国家ビジョンから巻き戻した網羅的な政策立案がなされないことに尽きます。

短期的かつ現状維持、徹修正型である政府・与党のプランAに対し、我が党は、国家百年の計に立った大きな視点と思い切った発想で新しい時代の社会像を指し示すプランB、経済成長と格差解消を両輪で実現するグレートリセット、日本大改革プランを提案し、政権与党に対して正面から挑戦することを宣言して、私からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣坂本哲志君登壇) 藤田文武議員の御質問にお答えします。

大胆な少子化対策についてお尋ねがありました。少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っています。中でも、子育てや教育にかかる費用負担の重さは、子供を産み育てたいという希望がかなわ

ない障壁の一つになっています。政府では、これまでも、幼児教育、保育の無償化、高等教育の修学支援など、子育て世帯全体の支援を充実させてきたところで、引き続き、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に大胆に取り組むことで、個々人の希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む、子育てを社会全体で支えてまいります。

以上です。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) 浅野哲君。

○浅野哲君 国民民主党・無所属クラブの浅野哲君です。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

今回の改正案は、待機児童対策としての保育の受皿十四万人分確保に向けた財源を確保するため、事業主の拠出割合を五分の一に引き上げるという内容になっていますが、そもそも財源が足りないことに対する抜本的な対策が示されていないこと、消費増税の際、量的拡充と質の向上を実現するために必要とされた一兆円超のうち、〇・七兆円分は消費増税で確保する方針でしたが、残り〇・三兆円のみは立っていません。

少子化対策も含めて考えるのであれば、社会全体で支えるための安定的な財源確保が必要と考えますが、政府の見解を伺います。

また、拠出金を活用した企業主導型保育事業については、内閣府の報告によれば、昨年度は全国二十三の施設で助成金の不正受給が発覚するなど、一部の施設でさまざまな運営実態が明らかとなつています。

新しい子育て安心プランにおいても、企業主導型保育事業による保育の受皿整備を行うのでしうか。行われる場合、約十四万人分のうちどの程度の受皿が企業主導型保育事業によって整備されるのでしょうか。まずは不正受給対策等を徹底する必要がありますとお考えですが、お考えを伺います。

今回の見直しの影響で、約六十一万人、全体の四〇の子供が受給の対象から外されます。子供を育成する基本的な責任は保護者にありますが、子供は育ちの場を選ぶことはできません。子供に関する社会手当や現物給付は子供自身に対する給付と位置づけ、世帯の所得によらず、全ての子供を平等に取り扱うべきと考えますが、政府の見解を伺います。

また、今回の改正によって、手当の廃止対象となる子育て世帯の負担が増えることは明白です。年収千二百万円の御家庭の場合、そこから税金や保険料を差し引くと手取りは約八百六十万円。こ

のくらいの収入であれば月五千円の負担増は大丈夫だろうという理屈があると推察しますが、なぜ千二百万円なのか、改めてその根拠を御説明ください。また、今後この年収要件が更に引き下げられる可能性についても、政府の見解をお聞かせください。

これまで子育て支援の財源確保のために消費税増税や扶養控除を廃止してきた経緯を踏まえれば、待機児童対策の財源三百七十億円を捻出するために、新たな予算措置をすることなく、児童手当を縮小するという形は問題だと考えます。消費増税等で解消できなかったのであれば、その理由説明や予算検証、ほかからの財源確保の検討などを先にしっかりと行い、国民に示すべきと考えますが、政府の見解を伺います。

また、日本の子育て支援に対する国の予算規模はまだ十分ではありません。児童手当や保育所運営費を含む家族関係社会支出の対GDP比は僅か一・二九%となつています。これは、イギリスやスウェーデンなど諸外国に比べて低い現状にあります。

私は、少子高齢化先進国である日本は、今後、世界で一番子供を育てやすい国、子供に手厚い国を目指すべきだと考えています。そのためにも、まずは児童手当や扶養控除等の家族政策に関する予算を少なくとも現状の二倍以上にすべきと考えますが、政府の認識を伺います。

最後に、国民民主党は、全ての子供たちが安心して育つ環境に生まれ、同時に、全ての保護者ががゆとりと責任を持って子育てができる社会基盤を構築することを目指し、特定財源として子供国債の創設を二年前から提案しています。政府内においても是非とも検討していただきたいと思

います。以上で私の発言を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣坂本哲志君登壇)

○國務大臣(坂本哲志君) 浅野哲議員の御質問にお答え申し上げます。安定的な財源確保の必要性についてお尋ねがありました。

待機児童対策については、これまで、待機児童解消加速化プラン、子育て安心プランに基づき、消費税財源や事業主からの拠出金を活用しつつ、待機児童の解消に取り組んでまいりました。

今般の「子育て安心プラン」の財源については、昨年末の全世代型社会保障改革の方針において、「社会全体で子育てを支援していくとの大きな方向性の中で、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保する。」とされていることから、児童手当の見直しにより生じる財源等に加えて、事業主からの拠出金の追加負担を求めることにより、安定的な財源を確保するものとする。

引き続き、少子化社会対策大綱等に基づき、必要な安定財源を確保しつつ、更なる保育の受皿確保を含め、少子化対策を全体として確実に進めてまいります。

新プランにおける企業主導型保育事業の位置づけについてお尋ねがありました。新子育て安心プランにおいては、市町村計画の積み上げや女性就業率の上昇見直しを基に、約十四万人分の保育の受皿整備をすることとしたものです。

約十四万人分の受皿整備については、これまでの市町村における受皿整備量を踏まえれば、市町村において整備可能であると考えられるため、企業主導型保育施設の整備は含まれておりません。

なお、企業主導型保育事業については、不正事案等の課題に対応するため、実施機関である児童育成協会において、新規申請施設に対する審査基準の厳格化や、運営施設に対する年一回の立入調査のほか、公認会計士等による専門的な財務監査、施設長OB等の巡回指導員による巡回指導などを実施することにより、不正受給事案の防止は

もとより、施設における保育の質の向上や事業の継続性の確保を図っているところであります。

引き続き、実施機関による事業の実施状況等について、内閣府による指導、支援の下、継続的に点検、評価を行い、事業の効果的、安定的な運営を図ってまいります。

子ども・子育て支援の所得制限についてお尋ねがありました。

子育て世帯に対する支援としては、これまでも、幼児教育、保育の無償化などを行っており、さらに、不妊治療助成の拡充や、新子育て安心プランの実施による待機児童の解消などを行っていき、高所得者の方も含め、子育て世帯全体への支援を充実させてまいります。

このうち、待機児童問題については、四年間で十四万人分の保育の受皿を整備することとしました。

この運営に必要な追加費用については、今般の児童手当の見直しにより生じる財源等に加え、企業からも一十億円を追加拠出していただき、所要額を確保してまいります。

児童手当の特例給付の見直しについては、このような総合的な少子化対策を進める中で、長年の課題である待機児童問題の最終的な解決を図るものであり、全体のバランスを考えた上での措置であることをご理解いただきたいと思います。

児童手当の所得制限の額として、今後の見直しについてお尋ねがありました。

児童手当については、年収一千二百万円相当以上の方については月額五千円の特例給付を支給しないこととしておりますが、これは、他の制度等を参照しながら、総合的に検討した結果です。具体的には、例えば、税制において、配偶者控除を受けることができる年収の上限が一百九十五万円となっていることや、保育料の所得判定区分のうち最も高い保育料が適用される区分が世帯年収一千三百万円以上となっていることも参照しながら、総合的に検討したものです。

なお、改正法案では、附則に検討規定を設け、子供の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方や支給要件の在り方について検討することとしています。その際には、少子化の状況を始め、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況、子育て家庭への影響もよく注視しながら、少子化の進展への対処に寄与する観点から検討してまいります。

家族政策に関する予算への政府の認識についてお尋ねがありました。

国によって国民負担率などが異なることから、単純に比較することは適当ではありませんが、我が国の家族関係社会支出の対GDP比は、欧州諸国に比べて低水準となっているものと認識しております。総合的な少子化対策を大胆に進めていくためには、必要な安定財源を確保しつつ、効果的な少子化対策に、できることから速やかに着手することが重要だと考えています。

これまでも、幼児教育、保育の無償化などを行っており、今般、子育て世帯全体への支援を更に充実させることとしています。

引き続き、少子化社会対策大綱等に基づき、必要な安定財源を確保しつつ、少子化対策を全体として確実に進めてまいります。

子供国債の検討についてお尋ねがありました。総合的な少子化対策を進めていくための財源確保の方策については、様々な議論があると承知しております。将来世代の負担増を招くことがないよう、必要な安定財源を確保しながら、少子化対策を全体として確実に進めてまいります。

以上です。(拍手)

○國務大臣(田村憲久君) 浅野哲議員にお答えいたします。待機児童の解消についてお尋ねがありました。保育の利用申込みの増加に対応するために、政権交代以来、約七十二万人の保育の受皿を整備し、昨年四月の待機児童数は、調査開始以来最少

の一万二千四百三十九人となっております。

一方、各市町村の計画の積み上げや女性就業率の上昇を踏まえ、更なる保育ニーズに対応するため、関係省庁と連携し、新たに必要となる財源を確保しつつ、四年間で約十四万人分の受皿を整備する新子育て安心プランを取りまとめたところであります。地域の特性に応じた支援などにより、できるだけ早く待機児童が解消されるように取り組んでまいります。(拍手)

○副議長(赤松広隆君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(赤松広隆君) 本日は、これにて散会いたします。午後三時五十七分散会

出席國務大臣

- 財務大臣 麻生 太郎君
- 国務大臣 武田 良太郎君
- 総務大臣 上川 陽子君
- 法務大臣 田村 憲久君
- 厚生労働大臣 赤羽 一嘉君
- 国土交通大臣 井上 信治君
- 国務大臣 加藤 勝信君
- 国務大臣 坂本 哲志君

出席副大臣

- 内閣府副大臣 三ツ林裕巳君

○議長の報告

(通知書受領) 一、去る三月二十六日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。令和三年度一般会計予算